

# 環境・品質基準書

（化学物質管理基準編）

【 管理番号 CY-EQ-03 】

改訂日 : 2017年 5月 12日

発効日 : 2017年 5月 19日

承認	確認	作成

フジコピアン株式会社

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容
Rev.0	2004.11.24	従来の品質基準書に新たに環境基準を追加し、「環境・品質基準書」として発行。 なお本版(Rev.0)は、SIT 限定版として発行。
Rev.1	2005.06.20	全社展開版として発行
Rev.2	2006.08.08	化学物質管理基準の見直し、グリーン調達ガイドラインとの統合 他
Rev.2.1	2007.03.09	PCC 殿 基準への適合のため RoHS 規制物質の閾値の見直し
Rev.2.2	2007.05.15	特採申請書、4M 変動申請書を付則資料として追加
Rev.3	2007.11.02	外注先、購買先への品質監査、環境監査結果に基づく改訂、品質保証体制監査報告書を付則として追加（環境・品質監査規程の添付資料からの移動） 他
Rev.4	2008.04.25	用語の定義に「ポストコンシューマ材料」、「プレコンシューマ材料」及び「再生プラスチック」を追加。 禁止物質に「PFOS 及び類縁化合物」、管理物質に「PFOA 及びその塩」及び「ハロゲン」を追加。 付則に「管理物質含有報告書」、「樹脂管理基準書」及び「部品検査表」を追加 化学物質管理状況チェックシートに「樹脂管理体制」を追記 他
Rev.5	2008.05.20	再生材出荷明細書、製品納入時フロー、出荷検査表追加 部品検査表見直し
Rev.5.1	2008.10.31	用語の定義の追加、内部監査結果に基づく改訂 他
Rev.6	2010.02.15	指定化学物質リストの見直し 今後の改訂管理を容易にするため、「環境・品質基準書」を、「一般編」、「化学物質管理基準編」、及び「関連帳票類編」の 3 つの文書に分割。
Rev.6.1	2011.05.07	JAMP MSDS-plus のマイナーバージョンアップ(Rev.3.1a ⇒ Rev.3.1b)に伴い、指定化学物質リストを見直した。 指定化学物質の管理区分を見直し、「報告物質」と「管理物質」を統合して、「管理物質」とした。 付則に「JAMP 管理物質参照リスト」、「JAMP MSDS plus」及び「JAMP AIS」のダウンロード先を明記した。
Rev.7	2012.03.20	JAMP MSDS-plus、及び AIS のバージョンアップ(Rev.4)に伴い、指定化学物質リストを見直した。 FCL01 に「三置換有機スズ化合物」、DBT 類、及び DOT 類を追加した。 「禁止物質非含有証明書兼管理物質含有報告書」を「禁止物質非含有証明書」に変更した。
Rev.7.1	2012.07.23	JAMP MSDS-plus、及び AIS の外部リストのバージョンアップに伴い、指定化学物質リスト【表 1】の EU04,05、IA01,02 の対象改訂版を更新した。 指定化学物質リスト「2.含有調査状況」の回答書式欄の表現方法を変更した。
Rev.7.2	2013.11.29	添付資料の処理ルート見直し（環境・品質統制グループ → 環境・品質統制室）
Rev.8.0	2015.10.16	改正 RoHS に対応するために、指定化学物質リスト及び添付資料「FCL01」を見直した。 他
Rev.8.1	2017.05.12	禁止物質非含有証明書の JP01 の対象版の見直し 他

1. 指定化学物質

弊社が管理対象とする指定化学物質は、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)基準、及び弊社独自基準に基づき、下表の通り設定します。

【表1】

記号	管理対象基準	弊社管理区分(※)		
		禁止	管理	
J A M P 管 理 対 象 物 質	JP01	化審法 第一種特定化学物質	○	
	JP02	安衛法 製造禁止物質	○	
	JP03	毒劇物法 特定毒物	○	
	EU01	RoHS 指令	○	
	EU02	ELV 指令	○	
	EU03	CLP [Annex VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]		○
	EU04	REACH Annex XVII [除;EU03]		○
	EU05	REACH 規則 SVHC		○
	EU06	POPs Annex I		○
	OT01	ESIS PBT (Fulfilled)		○
FCL01	IA01	GADSL		○
	IA02	JIG		○
	FCL01	FCL 独自基準(禁止物質)	○	

JAMP 管理対象物質の JAMP のホームページ(<http://www.jamp-info.com/list>)を、また、FCL01 の詳細については、添付資料を参照して下さい。

※ 弊社管理区分

(1) 禁止

製品への意図的含有を禁止する物質です。なお、<sup>しきいち</sup>閾値の設定がある物質は、不純物等の非意図的含有に対しても、閾値以上の含有を禁止します。

(2) 管理

含有の有無について、弊社に報告して頂く物質です。

2. 含有状況調査

2.1 定期調査

- (1) 調査頻度 : 1 回/1~2 年を原則とします。但し、法冷の変更等の対応のために、これより短い間隔で調査を行うこともあります。(2.4 項参照)
- (2) 対象範囲 : 弊社が指定する製品
- (3) 回答書式 : JAMP MSDSplus 若しくは JAMP AIS で回答して下さい。但し、これらの様式での回答に時間が掛かり、弊社が指定した期間内での回答が困難な場合は、まずは「禁止物質非含有証明」(添付資料参照)を提出して下さい。

## 2.2 新製品、4M 変動品

- (1) 調査時期：新製品または 4M 変動品の量産納入前
- (1) 対象範囲：弊社が指定する新製品または 4M 変動品
- (2) 回答書式：JAMP MSDSplus 若しくは JAMP AIS で回答して下さい。但し、これらの様式での回答に時間が掛かり、弊社が指定した期間内での回答が困難な場合は、先ずは「禁止物質非含有証明」(添付資料参照)を提出して下さい。

## 2.3 顧客要請に基づく調査

表 1 の物質以外でも、弊社の顧客からの要求によっては、調査をお願いする場合がありますので、その際は調査にご協力頂くようお願いいたします。

- (1) 調査時期：不定期
- (2) 対象範囲：弊社が指定する製品
- (3) 回答書式：弊社が指定する書式

## 2.4 その他

化学物質規制が新たに制定または改訂された場合には、追加、変更内容に基づき調査を実施する場合がありますので、その際は調査にご協力頂くようお願いいたします。

## 1. 添付資料

- ・ FCL01 フジコピアンが指定する禁止物質
- ・ 禁止物質非含有証明書

## 2. 資料入手先

- ・ JAMP 管理対象物質参照リスト …… <http://www.jamp-info.com/list>
- ・ JAMP MSDS plus …… <http://www.jamp-info.com/msds>
- ・ JAMP AIS …… <http://www.jamp-info.com/ais>

【 FCL01 フジコピアンが指定する禁止物質 】

No.	化学物質名称	閾値等	CAS No.
1	カドミウム及びその化合物	※1 参照	
2	鉛及びその化合物		
3	水銀及びその化合物		
4	六価クロム化合物		
5	PBB 類		
6	PBDE 類 (Deca-BDE を含む)		
7	DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))		117-81-7
8	DBP (フタル酸ジブチル)		84-74-2
9	BBP (フタル酸ブチルベンジル)		85-68-7
10	DIBP (フタル酸ジイソブチル)		84-69-5
11	PCT 類(ポリ塩化ターフェニル類)	意図的含有なし	
12	アスベスト類	意図的含有なし、かつ 1,000ppm 未満	
13	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長 10~13)	意図的含有なし	85535-84-8
14	オゾン層破壊物質(モントリオール議定書対象物質)	意図的含有なし	
15	HCHO(ホルムアルデヒド)	気中濃度 0.1ppm 未満(対象は木工製品のみ)	50-00-0
16	特定のアミンを形成するアゾ染料・顔料 (※2)	30ppm 未満	
17	四塩化炭素(テトラクロロメタン)	意図的含有なし	56-23-5
18	1,1,1-トリクロロエタン	意図的含有なし	71-55-6
19	トリクロロエチレン	意図的含有なし	79-01-6
20	テトラクロロエチレン	意図的含有なし	127-18-4
21	DBBT 類	意図的含有なし	
22	ミヒラーケトン	100ppm 未満	90-94-8
23	フマル酸ジメチル(DMF)(別名:ジメチルフマレート)	0.1ppm 未満	624-49-7
24	TBTO(ビス(トリブチルスズ)=オキシド)	1,000ppm 未満	
25	放射性物質	意図的含有なし	
26	三置換有機スズ化合物	1,000ppm 未満	
27	ジブチルスズ化合物 (DBT 類)	1,000ppm 未満	
28	ジオクチルスズ化合物 (DOT 類)	1,000ppm 未満	

※1 閾値

No.	禁止物質名	樹脂,ゴム,フィルム	インク,インク材料	金属	包装材	その他
1	カドミウム及びその化合物	20ppm 未満	20ppm 未満	75ppm 未満	各々80ppm 未満かつ、4物質合計も80ppm 未満	40ppm 未満
2	鉛及びその化合物	100ppm 未満	100ppm 未満	500ppm 未満		500ppm 未満
3	水銀及びその化合物	100ppm 未満	100ppm 未満	1,000ppm 未満		1,000ppm 未満
4	六価クロム化合物	100ppm 未満	100ppm 未満	100ppm 未満		100ppm 未満
5	PBB 類	100ppm 未満	—	—	—	—
6	PBDE 類 (Deca-BDE を含む)	100ppm 未満	—	—	—	—
7	DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	} 1,000ppm 未満 新規材料 : 2015年8月31日より適用 既存材料 : 2018年7月1日より適用	}	}	}	}
8	DBP (フタル酸ジブチル)					
9	BBP (フタル酸ブチルベンジル)					
10	DIBP (フタル酸ジイソブチル)					

適用除外について

- (1) RoHS 指令の適用除外項目は、適用除外とする。
- (2) 包装材は、当社で製品を包装する際に使用する部材が規制対象であり、通函のように業者が当社に納入するために使用する包装材料や緩衝材は対象外とする。

※2 特定アミン

No.	化学物質名称(和名)	化学物質名称(英名)	CAS No.
1	4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	60-09-3
2	o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
3	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
4	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
5	4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
6	ベンジジン	Benzidine	92-87-5
7	o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
8	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro- o-toluidine	95-69-2
9	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine	95-80-7
10	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
11	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro- o-toluidine	99-55-8
12	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	101-14-4
13	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
14	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	101-80-4
15	p-クロロアニリン	p-chloroaniline	106-47-8
16	3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
17	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
18	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	120-71-8
19	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
20	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
21	2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
22	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0

# 禁止物質非含有証明書

< 環境・品質基準書(化学物質管理基準編) Rev.8.1 対応 >

貴社へ納入している以下の対象製品について、下表の調査対象欄にチェック(☑)のある禁止物質の含有(\*)が無いことを証明いたします。

※ 意図的に製品(部品・部材)に含有した場合を「含有」とし、不純物等による意図的でない含有については「非含有」とします。但し、意図的で無い場合でも、当社が定めた閾値を超えて含有する場合は「含有」とします。

対象製品 :

調査対象	記号	管理対象基準	対象版
<input type="checkbox"/>	JP01	化審法 第一種特定化学物質	2016/04/01
<input type="checkbox"/>	JP02	安衛法 製造禁止物質	2007/09/07
<input type="checkbox"/>	JP03	毒劇物法 特定毒物	2007/08/15
<input type="checkbox"/>	EU01	RoHS 指令	(EU)2015/863
<input type="checkbox"/>	EU02	ELV 指令	2000/53/EU , 2011/37/EU
<input type="checkbox"/>	FCL01	FCL 独自基準(禁止物質)	Rev.8 (2015/10/16)

【特記事項】 証明書の発行に際して、適用除外等の付帯事項があれば記入して下さい。(例:再生樹脂は除く 等)

回答日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

会社名 \_\_\_\_\_

( 商社様名 ) \_\_\_\_\_  
※ 商社様経由の場合 ( \_\_\_\_\_ )

化学物質管理責任者 \_\_\_\_\_

社印または代表者サイン  
(化学物質管理責任者印/サインでも可)